

# 阿波おどり未来へつなぐ実行委員会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、阿波おどり未来へつなぐ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は、徳島市民による徳島市民のための阿波おどり（以下「徳島市阿波おどり」という。）を安定的かつ継続的に開催し、徳島の伝統文化である阿波おどりを次世代に、そして未来につないでいくことを目的とする。

### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 実行委員会会則の制定、改廃に関する事
- (2) 徳島市阿波おどりの事業計画及び収支計画の策定に関する事
- (3) 上記計画に基づく事業の実施（開催準備を含む）に関する事
- (4) 実行委員会の体制整備に関する事
- (5) 徳島市阿波おどりの情報発信に関する事
- (6) 関係団体等との連絡調整及び情報交換に関する事
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

## 第2章 組織等

### (組織)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する別表に掲げる団体の実務者等による委員及び公募委員によって組織する。

### (役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 2名
- (3) 監事 2名

2 実行委員長は、委員の互選により選出する。

3 副実行委員長は、委員のうちから実行委員長が指名する。

4 監事は、実行委員長が選任する。ただし、委員と兼ねることはできない。

### (役員職務)

**第6条** 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるとき又は実行委員長が欠けたときは、あらかじめ実行委員長が指名した順位により、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の業務及び財務の状況を収支均衡のための事業計画・規模の適正化、予算執行の効率化の観点から監査し、監査結果を実行委員会に報告する。

### (オブザーバー)

**第7条** 実行委員会には、徳島市阿波おどりの事業に若い世代など多様な意見を反映させるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、実行委員会が実施する事業等について、意見を述べることができる。

### (任期)

**第8条** 役員及び委員の任期は、2年とする。

- 2 実行委員長は、委員等から辞任の申出があったとき又は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報酬)

**第9条** 役員及び委員は、無報酬とする。

## 第3章 会議

### (会議の構成)

**第10条** 会議は、役員及び委員をもって構成する。

- 2 会議は、実行委員長が招集し、実行委員長又は実行委員長が指名する者が議長を務める。
- 3 会議は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (会議の招集)

**第11条** 会議は、必要に応じて実行委員長が招集する。

- 2 役員又は委員（公募委員を除く）が、会議の出席に支障があるときは、代理人を出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 3 会議は、一同に会する方法のほか、オンライン又は書面による開催も可能とする。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。第3項に規定する書面による会議を開催する場合は、議決権行使書の提出をもって出席に代える。

#### **(会議の議決事項)**

**第12条** 会議は、次に定める事項について審議し、決定する。

- (1) 実行委員会の会則の制定及び変更（軽微な変更を除く）に関すること
- (2) 実行委員会の運営方針に関すること
- (3) 年度毎の事業計画及び事業報告に関すること
- (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること
- (5) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること

#### **(実行委員長の専決処分)**

**第13条** 実行委員長は、会議で議決すべき事項に関し、特に緊急を要する場合において、会議を開会する時間的余裕がないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 実行委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、その内容について次の会議において報告し、承認を得なければならない。

### **第4章 事務局**

#### **(事務局)**

**第14条** 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

### **第5章 会計**

#### **(経費)**

**第15条** 実行委員会の運営及び事業に要する経費は、事業により生ずる入場料収入、シャトルバス収入、補助金、広告料、協賛金、その他の収入をもって充てる。

#### **(事業計画及び予算)**

**第16条** 実行委員会の事業計画及び予算は、実行委員長が調整し、事業開始前に会議の議決を得なければならない。

#### **(事業報告及び決算)**

**第17条** 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、会議において承認を得なければならない。

#### **(会計年度)**

**第18条** 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

## 第6章 補則

### (補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この会則は、令和4年4月8日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の任期は、第8条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和6年3月31日までとする。
- 3 実行委員会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和5年3月31日までとする。
- 4 実行委員長、副実行委員長ともに欠ける期間が生じた場合の実行委員長事務取扱者は事務局長をもって充てる。

### 別表

実行委員会委員
(1) 観光・文化団体
(2) 経済団体等
(3) 踊り団体等
(4) 医療関係
(5) 会計関係
(6) 市民団体等
(7) 行政機関
(8) 前各号に掲げる団体のほか、実行委員長が必要と認める団体